年金定期預金

令和6年4月1日現在

				,
商	品		名	年金定期預金
販	売	対	象	お取引店舗で公的年金を受け取っておられる方(個人のみ)
取	扱	期	間	令和6年4月1日~令和7年3月31日
期			間	定型方式…1 年の元金自動継続のお取扱とします。
預			入	
(1) 預	入 方	法	一括預入
(2		入 金	額	10 万円以上 200 万円以下
(3)預	入単	位	1円単位
払	戻	方	法	満期日以降に一括して払戻します。
利			息	
(1)適	用利	息	固定金利
				・預入時のスーパー定期の店頭表示の利率に 0.10%を上乗せした利率を約定として、
				満期日まで適用します。ただし、年金のお受取りを当金庫以外に変更された場合は、
				上乗せ金利を無効とさせていただきます。
(2) 利	払 方	法	満期日以降に一括して支払います。
				<年金定期預金の取扱期間中における自動継続後の利率>
				継続日における店頭表示のスーパー定期の利率に 0.10%上乗せの利率を適用します。
				<年金定期預金の取扱期間終了後における自動継続後の利率>
				継続日における店頭表示のスーパー定期の利率を適用します。
(3) 計	算 方	法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします
税			金	利息には 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります。
				(ただし、マル優を利用の場合は除きます)
手	数		料	
	加で	_	る	マル優の取扱いができます。
特	約	<u>事_</u>	項	
	途解系	汋 時		満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から
取	扱	+==	<u> []</u>	解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。
金	利情		の	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
入		方	法	2 ++ 4= 00 TM4+ 99 >
				本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9 時~17 時、電話 0766-
				74-4101) にお申し出ください。
苦,	情処耳	里 措	置	<紛争解決措置> 富山県台港大会(電話 07~421_4011)会選台港大会(電話 07~221_0242) 福井台港
	•			富山県弁護士会(電話 076-421-4811)金沢弁護士会(電話 076-221-0242)、福井弁護 士会(電話 0776-23-5255)、東京弁護士会(電話 03-3581-0031)、第一東京弁護士会
紛	争解》	夬 処	置	エ云(電話 0776-23-5255)、東京弁護工云(電話 03-3581-0031)、第一東京弁護工云 (電話 03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話 03-3581-2249)の仲裁センター等で
				(電話 U3-3393-6366)、第二宋宗升護工会(電話 U3-3361-2249)の仲裁セフター等で 紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、
				初事の解決を図ることも可能ですので、利用を布量されるの各様は、当並庫呂来口に、 上記総務部または全国しんきん相談所(9 時~17 時、電話:03-3517-5825)にお申し
				工品総務的なたは主国 070 3 70 相談が (す 時 * 17 時、電話・03-3317-3023) にの中 0 出ください。
				山へたさい。 ・期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算しま
				・朔口以後の付ぶは、胜利口よだは青貨秘税口にのける百週供並付挙により計算しよ す。
	の他を			9。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息
な	る	事	項	が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本
				を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます)
				と 口口 し く 1,000 / 川 1の くこ くりパルかい (外校で 1,00 メ)

